

※ 登校時、生徒に持参させてください。

長岡商業高等学校長 様

年 組

生徒氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので、本届を提出します。

発 症 日 : 令和 年 月 日
症状が軽快した日 : 令和 年 月 日
登校開始日 : 令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- 新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法施行規則により、出席停止期間の基準が定められています。

※ 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

無症状の感染者（検査で陽性が判明）は、検体を採取した日から5日を経過するまで
この間は他の人に感染させるおそれがあるため、登校することはできません。

ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

<例>

12/7 から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						
			0日目	1日目		
			症状軽快			

12/9 から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症								
						0日目	1日目	
						症状軽快		

発症から10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。

- 本届は、**保護者等が記入するもの**です。医療機関に記入を求めないでください。
- 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。